

平成26年(ワ)第2146号 原発メーカー損害賠償請求事件

原告 唯野 久子 ほか

被告 GEジャパン株式会社 ほか

平成26年(ワ)第5824号 原発メーカー損害賠償請求事件

原告 長野 寛 ほか

被告 GEジャパン株式会社 ほか

証拠説明書 (1)

平成27年7月10日

東京地方裁判所民事第24部合議D係 御中

被告 株式会社日立製作所 訴訟代理人

弁護士

吉田 瑞穂



同

田中 浩之



同

金丸 和弘



被告株式会社日立製作所は下記のとおり証拠を提出する。なお、略語等は、特に断りない限り、平成27年7月10日付答弁書のとおりとする。

記

号証	標目 (原本・写しの別)	作成年月 日	作成者	立証趣旨	
丁1	「原子力損害二法の概要」	写し	S36.10.15	竹内昭夫	・原賠法16条1項にいう「損害を賠償するために必要な援助を行うものとする。」とは、「必ず行う」という意味であり、「行うことができる」との意味ではなく、原子力事業者による損害賠償のために必要な場合は必ず政府の援助がなされること 等
丁2	第34回国会衆議院科学技術振興対策特別委員会第13号(抜粋)	写し	S35.5.18	国会衆議院科学技術振興対策特別委員会	・中曽根国務大臣が同国会において「『必要な援助を行うものとする。』と書いたのは、行うことができるというのではないのでありまして、国がやるのだということをお明言しておるのです。・・・客観的に損害額が確定された場合に、業者が自分で支払える限度まで来て、しかも、もうそれ以上払えない、原子力事業の健全なる発達という面からしましても、これ以上払えないという限度以上の損害額があって、まだ第三者に払ってない、そういう場合には、その全部についてこのような必要な援助を行って支払わせる、そういう意思表示なのでございます。」と発言したこと ・原賠法16条1項の政府の援助は、被害者の損害賠償に必要な場合には必ず、しかもその全額について行なわれるのであって、原子力事業者による原子力損害に対する損害賠償が完全に履行されることが法令上担保されていること 等
丁3	第38回国会衆議院科学技術振興対策特別委員会	写し	S36.4.12	国会衆議院科学技	・池田国務大臣が同国会において「政府の援助は、この法律の目的、すなわち、

	会第9号 (抜粋)			術振興対策特別委員会	<p>被害者の保護を図り、また、原子力事業の健全な発達に資するために必要な場合には必ず行なうものとする趣旨であります。従って、一人の被害者も泣き寝入りさせることなく、また、原子力事業者の経営を脅かさせないというのが、この立法の趣旨でございます。」と発言したこと</p> <p>・原賠法16条1項の政府の援助は、被害者の損害賠償に必要な場合には必ず、しかもその全額について行なわれるのであって、原子力事業者による原子力損害に対する損害賠償が完全に履行されることが法令上担保されていること</p> <p>・杠政府委員が同国会において「責任を集中させて、すなわち、原子力事業者のみが負うというようなことにいたしますことによりまして、日本にも安心して資材等の提供をはかり得るというようなことにいたしたいということでございまして」と発言したこと</p> <p>等</p>
丁4	「東京電力福島原子力発電所事故に係る原子力損害の賠償に関する政府の支援の枠組みについて」	写し	H23.5.13	原子力発電所事故経済被害対策チーム関係閣僚会合決定	<p>・原賠法16条1項に基づく政府の援助を具体化するための支援組織（機構）による枠組みに関し、支援機構による原子力事業者に対する「援助には上限を設けず、必要があれば何度でも援助し、損害賠償、設備投資等のために必要とする金額のすべてを援助」するとしていること</p> <p>等</p>
丁5	原子力損害賠償・廃炉等支援機構定款	写し	H23.9.12 (H26.8.15改正)	原子力損害賠償・廃炉等支援機構	<p>・原子力損害賠償・廃炉等支援機構は、原賠法3条の規定により原子力事業者が賠償の責めに任ずべき額が原賠法7条1項に規定する賠償措置額を超える原子力損害が生じた場合において、当該原子力事業者が損害を賠償するために必要</p>

					な資金の交付その他の業務を行うこと等を目的とすること等
丁6	「原子力損害・廃炉等支援機構からの資金の交付について」	写し	H27.6.24	東京電力株式会社	<ul style="list-style-type: none"> ・平成27年6月24日現在において、原子力事業者（東京電力株式会社）が、賠償原資として5兆0279億円の資金援助を政府から受けたこと ・原子力事業者（東京電力株式会社）が原子力損害賠償補償契約に関する法律の規定による補償金として1889億円を受領したこと 等
丁7	「原子力損害賠償のご請求・お支払い等実績」	写し	H27.6.26	東京電力株式会社	<ul style="list-style-type: none"> ・平成27年6月26日現在において、原子力事業者（東京電力株式会社）が、個人、法人を含めて227万6000件を超える賠償請求に対して合計5兆0212億円を超える賠償金を支払ったこと 等
丁8	原子力委員会月報（vol.4 No.12）（抜粋） 「原子力災害補償専門部会の答申」	写し	S34.12.12	原子力災害補償専門部会長 我妻栄	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力災害補償専門部会の答申において「原子力事業は、いうまでもなく、学術上および産業上きわめて大きな利益をもたらすと同時に、万一事故を生じた場合には、その損害の及ぶところは測り知ることのできないものである。…したがって政府が諸般事情を考慮してわが国においてこれを育成しようとする政策を決定した以上、万全の措置を講じて損害の発生を防止するに努めるべきことはもちろんであるが、それと同時に万一事故を生じた場合には、原子力事業者に重い責任を負わせて被害者に十分な補償をえさせて、いやしくも泣き寝入りにさせることのないようにするとともに、原子力事業者の賠償責任が事業経営の上に過大な負担となりその発展を不可能とすることのないように、適当な措

					置を講ずることが必要である」とされたこと、かかる答申を受けて原賠法が制定されたこと等
丁9	第187回衆議院文部科学委員会第5号	写し	H26.11.5	衆議院文部科学委員会	・多田政府委員が同国会において「今回明文化されます原子力発電事業者への責任集中といたしますものは、被害者が賠償請求をする際の請求相手、これを明確化するという事で、被害者の迅速な救済を図る上で大変重要な仕組みになる、このように認識をしております。」と発言したこと 等
丁10	「原子力損害賠償制度(改訂版)」(抜粋)	写し	H3.4.30	科学技術庁原子力局	・原賠法5条1項にいう「故意」とは、『原子力損害を発生させるという故意』に限定して解すべきである。」とされていること 等

以上